

障害児通所支援事業所の指定について

● 事業所指定について

障害児通所支援事業所の指定を受けるためには、事前調査票を提出し、公益財団法人東京都福祉保健財団と指定前相談を行った上で、指定日前々月の末日までに、申請書類を提出することが必要となります。

事前調査票提出以前に、公益財団法人東京都福祉保健財団が開催する「指定協議説明会」に、法人担当者等が参加していることが指定の協議を進める上での前提となります。

【事業者指定のスケジュール】

日 程	手 続 き
4月、8月、11月、2月の指定した日	<u>「指定協議説明会」に参加すること</u> <u>(前提条件)</u>
説明会終了後～指定希望の4か月前	区市町村との面談後、事前調査票提出
事前調査票提出後～指定前々月	指定前相談、申請書類確認
指定前々月末日まで	申請書類の最終提出
指定前月	現地確認
指定月1日（指定日）	事業開始

※なお、書類の不備や、人員配置の不足、期日までに工事が完了していない等があった場合には、このスケジュールより遅れることがあります。

● 令和5年度の説明会について

◎日程

【第一回】令和5年4月5日（水）～令和5年4月11日（火）

【第二回】令和5年8月上旬

【第三回】令和5年11月上旬

【第四回】令和6年2月上旬

◎場所：オンライン上で開催いたします。

※第二回以降の説明会日程は、現時点で未定です。

【説明会スケジュールイメージ】

	令和5年										令和6年					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
説明会の実施	①				②			③			④					
指定の予定時期					①	①	①	①	②	②	②	③	③	③	④	

◎指定の目安

【第一回説明会に参加】令和5年8月から11月までの各月1日付で指定

【第二回説明会に参加】令和5年12月から令和6年2月までの各月1日付で指定

【第三回説明会に参加】令和6年3月から5月までの各月1日付で指定

【第四回説明会に参加】令和6年6月から8月までの各月1日付で指定